

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第五百七十五号

昭和二十五年年度農業（生活）改良普及員の資格試験を次の通り実施する。

昭和二十五年十一月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、期日及び場所

1 期日 昭和二十六年二月八日から

二月十一日まで四日間。

2 場所 東伯郡上井町 河北中学校。

3 期日に変更のある場合及び試験の時間割については別途受験者に通知する。

二、受験資格

(一) 旧制中等学校（旧制乙種農学校を含む）又は新制

昭和二十五年十一月三十日
外 木曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

高等学校卒業で卒業後三箇年以上国、公共団体もしくは法人立の農業もしくは家政に関する試験研究、教育機関において試験研究もしくは教育に従事した者又は公共団体もしくは法人の組織において農業もしくは家政に関する実務もしくは普及事業に従事した者。

(二) 農業又は家政に関する旧制専門学校、新制短期大学、都道府縣立農業講習所又はこれに準ずる教育機関の卒業者及び昭和二十六年三月卒業見込の者。

(三) 農業又は家政に関する旧制又は新制大学の卒業者及び昭和二十六年三月卒業見込の者。

註1 実業学校卒業程度検定及び専門学校入学者検定規定に依る試験検定に合格した者は旧制中等学校卒業者とみなすこととする。

2 実業学校教員検定規定による農業又は家政に関する学科目の検定に合格した者、中学校、高等女学校教員検定規定による農業又は家政に関する学科目の検定に合格した者及び専門学校卒業程度検定規定による農業に関する学科目の試験検定に合格した者は夫々農業に関する旧制専門学校卒業者又は家政に関する旧制専門学校卒業者とみなすこととする。

3 外国の学校で内地の学校における課程と同等以上の課程を修めた者は内地のこれに相当する学校卒業者とみなすこととする。

4 外国において農業もしくは家政に関する試験研究、教育、実務又は普及事業に従事した年数は内地のそれに相当する事業に従事した年数とみなすこととする。

5 旧制中等学校卒業者及びこれと同等以上の資格を有する者を入所資格とする教育機関において農業又は家政に関する課程を修めた者についてはその修業年限を農業又は家政に関する実務に従事した者とみなすこととする。

三、出願手続

(一) 受験者は次の書類各一通を知事宛に提出すること。

- 1 受験願書 別記様式(一)
- 2 履歴書 別記様式(二)
- 3 写真(名刺版、最近のものに限る) 受験願書の裏面に貼附する。
- 4 筆記試験選択項目申込書 別記様式(三)
- 5 学校卒業証明書或は試験検定合格証明書
- 6 受験資格者であることを証明する資料(試験研究、教育、普及事業、実務に従事した者はその関係勤務先の勤務証明書)
- 7 身体検査書

(二) 受験願書の受付を了したものに對しては受験願書の受付期間終了後、改良普及員資格試験委員会において受験資格の有無を判定し、その結果を受験出願者に通知する。この際受験有資格と認定されたもの

に對しては受験票を送附する。

四 受験願書の受付
自昭和二十五年十二月一日
至昭和二十六年一月八日

五、受験願書提出先
鳥取縣農林部農業改良課
「註」必ず書留郵便又は本人持参のこと。

六、試験
試験は筆記試験、実地試験、社会常識検査、人物検査について行う。

(一) 筆記試験

A 農業改良普及員に対するもの

イ、必須項目

- 1 作物及び園芸
- 2 畜産
- 3 土壤及び肥料
- 4 病害虫
- 5 農機具

ロ 選択項目

- 1 農業氣象
- 2 植物生理
- 3 家畜生理及び衛生
- 4 家畜飼養
- 5 農畜産加工
- 6 農業簿記
- 7 林業一般
- 8 農業土木

B 生活改良普及員に対するもの

イ、必須項目

- 1 農業一般
- 2 家事経済
- 3 被服及び住居
- 4 食物と栄養
- 5 家庭保健及び衛生

6 作文

5 選択項目

- 1 教育
- 2 育児
- 3 看護
- 4 家庭物理化学
- 5 家庭生物

註1 選択項目は受験者において適宜二項目を選定するものとする。

2 筆記試験は旧制専門学校卒業程度において行う。

(二) 実地試験

実地指導上必要な知識について行う。

三 社会常識検査

改良普及員として必要な社会常識について行う。

四 人物検査

改良普及員として必要な個人的、公民的能力及び社会的適応性程度について行う。

七、合格

試験に合格した者については試験終了後一箇月以内に公示するとともに合格証書を交付する。

八、任用

資格試験合格者名簿中より地区農業改良委員会が当該地区に勤務する改良普及員を選考し知事がこれを縣農業改良委員会に諮つて任命する。

様式(一)(用紙半紙)

受験願書

本籍地

現住所

氏 名(振仮名をつけること)

年 月 日 生

私儀農業(生活)改良普及員資格試験を受けたいので書類を具して願ひ上げます。

年 月 日

知 事 宛 右 氏 名 印

様式(二)(用紙半紙)

履歴書

本籍地

現住所

氏 名(振仮名をつけること) 印

年 月 日 生

学 業

- 一、年 月 何学校何学年に入学
- 一、年 月 何学校何科卒業(又は何事由に依り何学年中途退学又は何学年在学中)

業 務

- 一、年 月 何官拜職命もしくは何業に従事(職務内容を詳細に明確に記入すること)
- 一、年 月 何事由により退官もしくは廃業

(記載注意) 職務内容については左記事項を記入すること。

イ、職名……例えば何々縣技術吏員(三級)

ロ、内容……例えば稲の栽培法改良に関する試験

ハ、勤務機関名……例えば何々縣農事試験場

ニ、継続して従事した期間……何年何箇月

賞 罰

様式(三)(用紙半紙)

筆記試験選択項目申込書

氏 名 印

一、年 月 何事由により何賞何罰を受く身上に関する事項

二、年 月 何事由により何と改氏名等

(記載注意) 一、賞罰は経歴上特に重要な事項。

二、身上に関する事項は氏名の変更等身上の異動を記載すること。

私儀筆記試験選択項目中左記二項目について受験致します。

一、

一、

記

00610

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第五百八十四号

鳥取縣財政事情の作成及び公表に關する條例によつて昭和二十五年四月一日から昭和二十五年九月三十日までの期間における鳥取縣財政概況を次の通り公表する

昭和二十五年十一月三十日

鳥取縣知事 西尾愛治

昭和二十五年十一月三十日
号 外 木曜日

本書ノ大きサハ國定規格A五判

鳥取縣公報 毎週 曜日發行(休日ニ當ル)
火金 曜日發行(休日ニ當ル)

昭和二十五年十一月三十日
号 外

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

一

目次

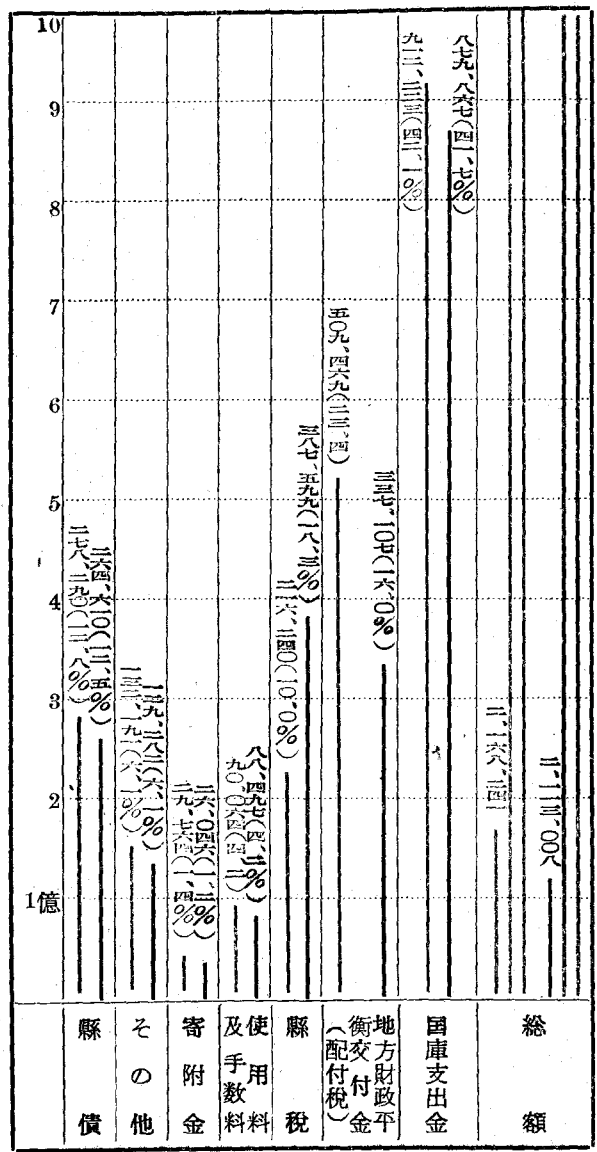
- 一、まえがき
- 二、昭和二十五年県財政について
- 三、地方税財政制度の改革と縣財政について
- 四、昭和二十五年豫算の収入及び支出の状況について
- 五、昭和二十四年度歳入歳出決算について
- 六、縣債、一時借入金及び財産の状況について
- 七、むすび

昭和二十五年 当初豫算 比較對照表

歳入の部

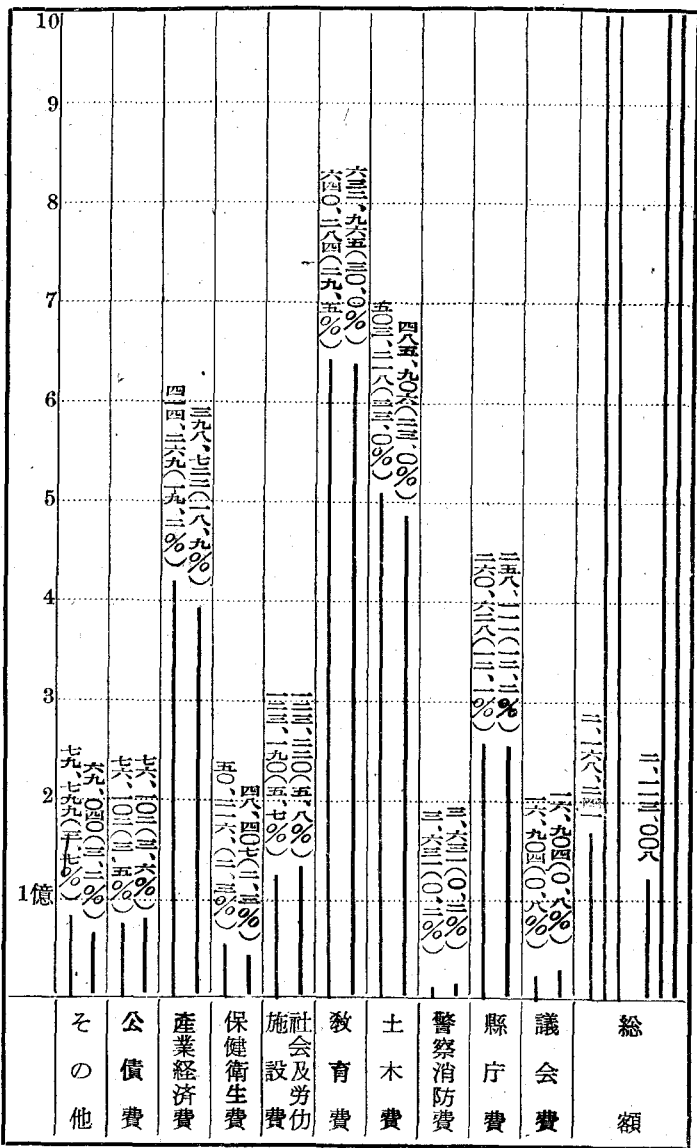
昭和二十五年 当初
現計

表中数字單位千円



00613

歳出の部



00614

一、まえがき

第六回の財政概要を公表致します。

今回は、昭和二十五年四月から九月まで本年度の上半期における、縣財政事情をお知らせするものであります。この公表によつて、縣の財政がどのようになつてゐるか特に本年度は画期的な地方税財政制度の改革を見たのであります。これによつて本縣財政がどのようになりますか等を一層御理解願いますと共に、よく御検討の上財政面よりする縣政の發展のため、格別の御協力を頂きますよう御願ひ致します。

二、昭和二十五年財政について

1、追加予算について

昭和二十五年当初予算は前回の公表にも申し述べました通り、当時シャープ勧告に基づく地方税財政制度の大改革が企図せられて居た爲にこれに基づく縣財政の見透しが全く立たず止むなく本年度の積極的施策は挙げて新制度の確立を俟つて補正することとし義務的並びに經常的経費に限定した所謂味の無い骨格予算に止めたのであります。然るに地方税法は全國民注視の中に去る七月第八国会において難産の結果成立したのであります。本縣の如き農業縣においては農業に対する縣税が廃止された爲に稅收は從來より一億七千一百余万円もの減となり、又画期的な新制度たる地方財政平衡交付金は未だ暫定交付の域を脱せず本格的な交付基準は目下検討中でありましたので縣民の皆様の期待されていた縣政諸政策の所謂積極予算は予算化出来ず、緊急差し置き難い國勢調査費等の全額國庫補助金及び使用料及び手数料等の特定財源による追加のみを次表の通り計上致した状況であります。

昭和二十五年現計予算額調

科	目	当初予算	割合	五月定例	七月定例	八月臨時	現計予算額	割合
1、縣	普通税	三六七、五九、四五	一八、三			△一七、三九、三〇	三六、二四、〇五	一〇、〇
	目的税	一九六、八五、七七	九、三			△三、七五、二三	一九三、八四、五六	九、〇
		三、九二、四四	〇、一			△三、一六、〇二	三九、六一	一

科	目	当初予算	割合	五月定例	七月定例	八月臨時	現計予算額	割合
歳入	1、縣	一八七、八八、三六	八、九			△一五、七三、四三	三三、〇五、九〇	一、〇
	2、地方財政平衡交付金	三三七、〇七、〇〇	一六、〇		二四四、〇〇		三九、四九、四〇	三、四
	3、公企業及財産收入	六三二、七〇	〇、〇				六、三二、七〇	〇、三
	4、分担金及負擔金	六、八〇、〇〇	〇、〇		一〇〇、〇〇		六、八〇、〇〇	〇、三
	5、使用料及手数料	八、四〇、〇〇	四、二			△三〇、〇〇	九、七〇、〇〇	四、三
	6、國庫支出金	八九、八七、〇九	四、七		九、一七、〇五		九三、〇四、一四	四、三
	7、寄附金	二六、〇六、〇三	一、二				二六、〇六、〇三	一、四
	8、繰入金	四四、〇〇、〇〇	二、一				四四、〇〇、〇〇	二、一
	9、繰越金	五、七六、三三	〇、三				五、七六、三三	〇、三
	10、雜收入	六五、三三、三三	三、一			△一四、〇〇	六六、〇三、三三	三、一
	11、縣債	二、四〇、〇〇	一、二				二、四〇、〇〇	一、二
歳入合計	二、二五、〇八、四三	一〇〇、〇	九、四三、〇五	一〇〇	一〇三	二、二六、三三、三三	一〇〇、〇	
当次予算を一〇〇として 現計予算の増加率		100		100	103	103	103	

1、議 会 費	一六、九四、一〇五	〇・八%	一六、九四、一〇五	一〇〇	一六、九四、一〇五	〇・八%
2、縣 庁 費	三、五八、一一、三〇八	三、三%	三、五八、一一、三〇八	一〇〇	三、五八、一一、三〇八	三、三%
3、警 察 消 防 費	三、六三、一〇、六三三	〇・三%	三、六三、一〇、六三三	一〇〇	三、六三、一〇、六三三	〇・三%
4、土 木 費	四、八五、九六、六五四	三、三%	四、八五、九六、六五四	一〇〇	四、八五、九六、六五四	三、三%
5、教 育 費	六、三三、九三、六四三	三、〇%	六、三三、九三、六四三	一〇〇	六、三三、九三、六四三	三、〇%
6、社会及勞働施設費	一、三三、二九、七五四	五、八%	一、三三、二九、七五四	一〇〇	一、三三、二九、七五四	五、八%
7、保 健 衛 生 費	四、八、四七、三六〇	二、三%	四、八、四七、三六〇	一〇〇	四、八、四七、三六〇	二、三%
8、産 業 經 済 費	五、九六、七二、七〇〇	一、八%	五、九六、七二、七〇〇	一〇〇	五、九六、七二、七〇〇	一、八%
9、財 産 費	三、一五、〇〇、〇〇〇	〇・一%	三、一五、〇〇、〇〇〇	一〇〇	三、一五、〇〇、〇〇〇	〇・一%
10、統 計 調 査 費	一、七三、〇〇、四三三	〇・八%	一、七三、〇〇、四三三	一〇〇	一、七三、〇〇、四三三	〇・八%
11、選 挙 費	四、六七、五五、五六	〇・三%	四、六七、五五、五六	一〇〇	四、六七、五五、五六	〇・三%
12、公 債 費	七、六、一〇、二〇六	三、六%	七、六、一〇、二〇六	一〇〇	七、六、一〇、二〇六	三、六%
13、諸 支 出 金	四、五九、三、二九	二、一%	四、五九、三、二九	一〇〇	四、五九、三、二九	二、一%
14、予 備 費	一〇〇、〇〇〇	一	一〇〇、〇〇〇	一〇〇	一〇〇、〇〇〇	一
歳 出 合 計	二、一三三、〇〇八、四六三	一〇〇、〇	二、一三三、〇〇八、四六三	一〇〇	二、一三三、〇〇八、四六三	一〇〇、〇
当初予算を一〇〇として 現計予算の増加率						

2、今後の懸望の見透し

昭和二十五年年度財政は一に平衡交付金制度の交付額如何に懸つているのであります。これを期待して各種施策を抑制して現在に至つたのであります。昭和二十五年年度平衡交付金仮決定見込額（普通交付金）は期待に反し七億一千六百余万元となるのでありして既に予算化している平衡交付金額（平衡交付金に吸収される補助金を含む）にも満たない状況であります。

さて、本年度今後追加を要するものは

- 寒冷地手当 一一、二二〇 千円
- 共済組合負担金 三、〇四二
- 起債抑制に伴う縣費所要額 一二五、五五九
- 市町村恩給組合負担金 一一、六〇〇
- 法律の施行等に伴う所規経費 六八、四三七
- その他緊急施行を要する追加経費 六七、四四八
- 小 計 二八八、二九六

を要する見込であります。尙地方財源対策等で問題になつています職員の手当、職員給与改善費を縣費負担にて支出するとすれば約九千万円を要し、追加所要額合計は三億七千八百余万元となるのであります。前年度繰越金並びに特別交付金を推定致しましても尙相当額の歳入不足を來すことになりまので普通交付金の増額並びに特別交付金の確保を図ると共に職員給与改善費等は当然国庫において財源対策を考えられるべく懸命の努力を致してあるのであります。

三、地方税財政制度の改革と縣財政について

ハ 縣税について

シャッパ勧告に基く、改正地方税法は御承知の如く去る第七国会においては不成立となりため、地方財政の「空白」化という前代未聞の事態を生じたのでありますが、第八臨時国会に再び提案せられ会期の終末に至り若干の修正の上漸く成立したのであります。

さてこの新税制による府縣税は従前の二十一種の税目から事業税、入場税及び遊興飲食税を根幹とする八税目に減少されたことは税務行政の簡易化並びに能率の面から喜ばしいことではありますが、これによる本縣の税収入は後述する通り半減することになり、シャッパ勧告の「地方團體の自主財源を拡充し地方自治の自主性の強化」ということは本縣にとつては全く逆の結果となつたのであります。

即ち昭和二十五年本縣の税収入見込額は次表の通り旧税制による税収入を含めて二億一千余万円でありまして昭和二十四年度に比し一億七千三百余万円の減収となるのであります。

昭和二十五、二十四年度縣税比較表

税目	昭和二十五年 度 税収入見込額	昭和二十四年 度 税収入済額	比	較	備考
普通	1,928,840,564	1,748,840,475		190,000,089	新税制による縣税
事業	26,607,760	115,309,176		△88,701,416	
特別所得	4,591,833	3,877,323		714,510	

目	昭和二十五年 度 税収入見込額	昭和二十四年 度 税収入済額	比	較
入場	25,200,000	26,133,321		△933,321
遊興飲食	2,000,000	1,915,000		85,000
自動車	6,500,000	8,155,670		△1,655,670
鑛区	200,000	436,170		△236,170
漁業	15,000	57,805		△42,805
狩獵者	1,860,000	1,731,800		128,200
目的	39,651	57,895		△18,244
都市計画税	310,151	2,488,796		△2,178,645
水利地益税	17,000	3,341,069		△3,324,069
旧法による	330,380	209,254,996		△258,954,616
縣民	1,900,000	917,915,000		△1,000,085,000
地屋	580,000	2,809,826		△2,229,826
家産	113,000	1,990,513		△1,877,513
鑛	7,000	188,705		△181,705
酒	1,480,800	1,848,490		△367,690
電氣	836,000	1,244,655		△408,655
船	200,000	165,733		34,267

00621

電 話 税	10,000	三,六七,六〇〇	△三,五八,六〇〇	昭和二十四年度に 対し一、二%増
不 動 産 取 得 税	八,〇〇〇,〇〇〇	二七,九七,七三三	△一九,九七,七三三	
木 材 引 取 税	一,四六四,〇〇〇	八,二七八,三三〇	△六,八一四,三三〇	
入 湯 税	四〇〇,〇〇〇	六〇,七二四	△三三,〇七四	
ミ シ ン 税	九,〇〇〇	一,五三九,三三九	△一,五三〇,三三九	
庭 園 税	九,〇〇〇	六〇,三九六	△五九四,九八二	
軌 道 税	九,〇〇〇	六三,三三三	△六二,二三三	
電 柱 税	三〇,二七	一,五六,一三九	△二,三六八,一三九	
合 計	二二,二四〇,〇五五	三六九,八四九,八三六	△二七五,六〇九,七六一	
右に對する縣民一人当負 担額	三〇,二七	六四九,五三	△二八九,二二	
全国都府縣合計	九,五三三,〇〇〇,〇〇〇	六八,六六一,〇〇〇,〇〇〇	八,一三三,〇〇〇,〇〇〇	

これは要するに新税制の縣稅の立体は事業稅、入場稅及び遊興飲食稅であります。事業稅は従前の事業稅と異り農林、水産の原始産業は課稅対象から除外されることになり、その他入場稅、遊興飲食稅等大部分の縣稅は都市並びに都市的業態の地域から徴收されることとなりましたので、本縣の如き農業縣においてはかかる結果を來すことになるのであります。

00622

尙本年度縣稅の收入は上述しましたように改正地方稅法が遅れて九月より施行となりましたので前半期の徴收成績は後述致しますように、予算額に比し僅に一四%程度でありますので縣民皆様の御理解ある協力により滞納の一端に努力致しておるのであります。

□ 平衡交付金制度について

連年財政的貧困に喘いだ本縣は平衡交付金制度の運用に大いに期待すると共に重大なる関心を持つて居るのであります。この際本制度の内容を御説明致し縣民の皆様の御理解の資と致し度いと存じます。

1、平衡交付金制度の概要

地方財政の調整方法と致しましては昭和二十四年度までは地方配付稅制度があつたのであります。この制度は地方財政上必要な額が確保されない、又配分方式が適當でないとの理由で過般のシャープ使節團の勸告の趣旨に則り且つは地方稅財政制度の根本的改革を企図して從來の雜多な補助金制度を極限して地方團體の自主性を強化すると共に地方財政の調整を徹底させることを目途に本制度が創設せられたのであります。

而して從來の地方財政均衡化の方式に画期的な変更が加えられると共に課稅力及び財政需要の測定方法を精緻周密ならしめることにより全ての地方團體に對し、均衡の採れた地方稅の課稅の下に妥當な規模と内容の地方行政を保障するに足るだけの財源は完全に確保することを期して居るのであります。

先づこの交付金制度の地方財政均衡化の方式であります。これは一定の方法によつて各地方團體毎に測定した財政需要額と財政收入額とを比較して財政需要額が財政收入額を超える額を補填しようとするものであります。次に毎年交付すべき交付金の總額が一定の方法により測定した該年度における財政需要額が財政收入額を超える額と認められる地方團體のその超過見込額の合算制を基礎として定められるものであります。本年度總額は一、

○五〇億円となつてゐるのであります。
次に各地方団体に対する交付金は総額の百分の九十の額を普通交付金として百分の十の額を特別交付金として交付するものであります。

(1) 普通交付金

普通交付金はその総額を各地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額を超える額にあん分して算定するのであります。

基準財政需要額と申しますのは地方行政を行う場合に要する経費の中補助金、負担金、手数料等の特定の収入を財源とする部分を除いた所謂一般財源の所要額でありまして、その算定は地方行政を左表の上欄に掲げる経費に分類し、その経費を測定するため下欄の測定標準の數に測定標準單位当りの標準費用を乗じて測定することになつております。

併しこの場合地方団体間の測定單位当り費用はその數値の大小、その他各種の條件により同一ではないのでありますので同一の單位費用を用いるとすればその數値を修正しなければならないのであります。従つて測定單位の數値と單位当りの費用との一定の函數關係に着目し、これを基礎として測定單位の數値に共通の單位費用を乗じて各地方団体の財政需要額を測定し得られるよう測定單位の數値そのものを補正するのであります。

地方行政に要する測定單位一覽

(都道府縣分)

経費の種類	測定單位
一、土木費	

1、道路費	2、橋りょう費	3、河川費	4、港湾費	5、その他の土木費
二、教育費	1、小学校費	2、中学校費	3、高等学校費	4、その他の教育費
三、厚生労働費	1、社会福祉費	2、衛生費	3、労働費	四、産業経費
1、農業行政費	2、林野行政費			

道路の面積	橋りょうの面積	河川の延長	港湾における船舶の出入とん數	人口及び面積
小学校の児童數、學級數及び學校數	中学校の児童數、學級數及び學校數	高等学校の生徒數	人口	人口及び兒童福祉施設入所者數
人口及び食品關係營業者數	工場事業場數及び工場事業場労働者數	耕地の面積及び農業(畜産業を含む)の從業者數	民有林野の面積及び林産業の從業者數	

3、水産行政費	水産業の従業者数
4、商工行政費	商工業の従業者数
五、戦災復興費	戦争による被災地の面積
六、その他の行政費	
1、徴税費	道府縣税の税額及び納税義務者数
2、その他の諸費	人口
七、公債費	災害復旧事業費及び防空関係事業費の財源に充てた地方債の元利償還金

次に基準財政収入額は、各地方団体間の徴税状況により交付金交付の公正を失することのないようにするため原則として、実際の収入額を採らないで間接的な資料により当該団体の法定普通税の収入見込額を一定の基準税率により客觀的に測定し得られるようになっており、その基準税率は地方税法の定める標準税率の百分の七に相当する率となつてゐるのであります。

(2) 特別交付金

特別交付金は普通交付金の測定標準では捕捉し難い特別の財政需要があること、交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があること、その他特別の事情があることに因つて普通交付金の額が過少であると認められる地方団体に対してその事情を考慮して交付することになつてゐます。

2、昭和二十五年の仮決定(見込)額の算出について
 地方財政委員会において本法趣旨に則り、これが具体的運用について、昭和二十四年度地方予算等を分析検討す

ると共に地方経費の測定等研究の結果、去る七月運用試案を發表し、九月昭和二十五年分地方財政平衡交付金の仮決定額の算定に関する規則の公布を見るに至つたのであります。九月昭和二十五年分地方財政平衡交付金のこの間地方側よりもするとい批判検討を致しまして数次の修正を致したのであります。何分始めての制度であり、特に本制度の運営の完璧を期するためには、地方経費の分拆並びに財政収入の確定せられる各種資料等の確立を期せねばならないのであります。反面これらの事情により交付金の決定を遅延することは、窮迫せる地方財政を破綻することになるので、取り敢えず今回は暫定的に右規則により仮決定し、來る一月頃再計算の上本決定せられることになつたのであります。

さて、この規則による本縣の平衡交付金見込額(普通交付金)は、左表の通り七億六千零百五十万五千円と算出されるのであります。

附表一 地方財政平衡交付金決定(見込)額の交付基準額一覽 (道府縣分) 單位円

縣名	基準財政需要額	基準財政収入額	差引交付基準額	同縣民一人当り	備考
鳥取縣	九七,七五三,〇四一	二六,三四七,四八三	七二,四〇五,五五八	一,二六六,九六	
島根縣	一,三五四,六六八,八四三	二八,六九一,七四四	一,三二五,九七七,一〇〇	一,二八八,五三	
岡山縣	二,二二三,七九七,七四五	六六,五九七,七〇〇	一,五五六,二〇〇,〇〇〇	九三三,五四	
廣島縣	二,七六六,九三三,二九三	一,〇〇三,八三六,八四三	一,七六三,〇九六,四五〇	八三六,五〇	
山口縣	二,二一八,〇三三,一七六	七九,八三三,九六八	一,四三八,一九九,二〇八	八七七,四九	
全國都道府縣合計	一〇六,五三三,五二八,七三〇	四七,〇九七,六三五,六四九	六二,四三五,八三〇,〇八〇	七六四,一五	

附表二 基準財政需要額調

昭和二五、九、一五

経費の種類	測定単位	数値の補正		単位費用	基準財政二十四年度		差引	増減割合	摘要
		補正前	補正後		需要額	要額			
土木費	道路の面積	六、〇三、七四六	四、二六九、一〇六	八、一三	八三、三〇六	九、三三六	△九、〇三〇	△一三	
橋りよう費	橋りようの面積	一〇、三、七三三	七、〇六七	九六、一六	六、七三三	九、三〇四	△二、五七一	△三六	
河川費	河川の延長	九、九六、〇〇米	一、二九三、五〇米	二四、四三	三、七二二	三、〇三六	△六、六八六	△四〇	
港湾費	港湾における船舶の出入とん数	六、八〇とん	九七、六三六とん	七、一〇	六、六七七	一一、〇三五	△四、三六八	△四〇	
その他土木費	面積	五、一、七〇七人	七九、一、二二八	三、〇三	三、四七四	一一、三五四	△七、八八〇	△六九	
教育費	小学校の児童数	三、四、九六平方糎	二九三平方糎	三、六六〇	五、四、〇七	五、九六、六六六	△四六、一八九	△一〇	
小学校費	小学校の児童数	七、三、三〇人	七六、二七人	一、三、四、〇〇	二、四、八、二二	二、九、一、〇八	△四六、二九七	△一六	
中学校費	中学校の生徒数	三、〇、九九校	二、〇、二六校	四、〇、〇〇	一、五、九、九三	一、六、八、五二	△一四、九三九	△九	
高等学校費	高等学校の生徒数	九、四七校	九、三三校	七、七、四〇、〇〇	六、五、四八	六、五、四八〇	一一、八六八	一九	
その他教育費	人口	一四、六、四四人	一七、二、五四人	四、三、七、〇〇	七、五、三、四八	七、三、三、五七	二、〇一六	△二七	

厚生労働費

経費の種類	測定単位	数値の補正		単位費用	基準財政二十四年度		差引	増減割合	摘要
		補正前	補正後		需要額	要額			
人児童福祉施設人口	人口	五、一、七〇七人	六、八、一、四八人	五、七、七五	一〇、五、三六八	八、一、一、三三七	二、三、三三一	二七	
被生活保護者数	人口	五、三、三九人	二、〇、八六人	九、八、七〇	六、五、一、五四	四、四、四一三	二、〇、一、一〇一	五四	
一時保護所収容定員数	人口	一、六、六三七人	一、六、六三七人	一、二、四、三三	一、二、四、三三	一、二、四、三三	〇		
食品関係営業者数	人口	五、一、七〇七人	六、四、〇、三七人	一、七、〇〇	一〇、五、三六八	八、一、一、三三七	二、三、三三一	二七	
結核患者数	人口	三、三、二九人	九、〇、八八人	四、九、五〇	一〇、五、三六八	八、一、一、三三七	二、三、三三一	二七	
法定傳染病患者数	人口	一〇、一、五〇人	一〇、一、五〇人	一、四、七九	一〇、五、三六八	八、一、一、三三七	二、三、三三一	二七	
性病患者届出数	人口	四、五、一五人	四、五、一五人	八、六、八〇	一〇、五、三六八	八、一、一、三三七	二、三、三三一	二七	
精神病院病床数	人口	三、三、二一人	三、三、二一人	三、七、一〇	一〇、五、三六八	八、一、一、三三七	二、三、三三一	二七	
精神病院病床数	人口	一、五、一五床	一、五、一五床	三、七、一〇	一〇、五、三六八	八、一、一、三三七	二、三、三三一	二七	
保健所数	人口	六所	四所	二、九、〇〇	一〇、五、三六八	八、一、一、三三七	二、三、三三一	二七	
工場事業場労働者数	人口	二、〇、九〇場	二、〇、六、七七場	二、四、七、四〇	七、九、九六	一一、四、三三	△三、四三九	△三〇	
工場事業場労働者数	人口	八、四、三九人	一、五、三、七六八	二、四、三、九	七、九、九六	一一、四、三三	△三、四三九	△三〇	
耕地の面積	人口	四、六、九町歩	四、六、九町歩	四、七、七〇	四、八、八五	四、四、四一三	△四、四四九	△四九	
農業の従業者数	人口	五、〇、四八人	五、六、二九人	四、〇、四〇	四、八、八五	四、四、四一三	△四、四四九	△四九	
林産業の従業者数	人口	一、五、四八人	二、〇、四八人	六、九、九〇	一、七、九三	三、三、六〇	△七、九四七	△三三	
民有林野の面積	人口	三、三、四〇町歩	一〇、四、九町歩	四、六、五六	一、七、九三	三、三、六〇	△七、九四七	△三三	
水産行政費	人口	一、五、七人	三、一、八二人	二、四、八、〇〇	一、五、七	一、五、四〇三	△七、六四五	△五〇	
商工行政費	人口	二、七、三六八	一、六、四四八	六、四、九〇	二、〇、六三三	三、五、七二二	△三、五二八	△七〇	

戦災復興興費	戦災による被災地の面積	55,000坪	55,000坪	2,411	133	835	△633	△84
その他行政費	道府縣税の税額	26,247,433円	16,566,933円	0.0367	157,733	31,560	△66,746	△30
徴税費	納税義務者数	42,181人	42,181人	41,544	91,744	34,632	△35,447	△73
その他諸費	人口	59,777人	98,106人	146,440	146,566	166,929	△44,341	△33
公債費	災害復旧事業費 の財源に充てた 地方債の元利償 還金 防空関係事業費 の財源に充てた 地方債の元利償 還金	30,445,564円	30,445,564円	100	3,446	19,409	10,037	六
合計	二十五年年度にお いて新規所要額			97,733	74,733	74,733	△27	△27

附表三

基準財政収入額算定に関する調

税目	基準財政収入額	同上算定基準	備考
税	本額	乗率	

事業税	個人第一種	12,250,000円	153,842,000円	0.06*	基本額は昭和二十四年度課税所得額
個人第二種	9,970,000円	33,622,000円	0.011	同	基本額は製造工業等各種企業の従業者数
法人普通	9,400,000円	10,033人	96,626	0.02133	基本額は昭和二十三年分法人税課税所得額
法人特別	9,560,000円	15,446,000円	0.031	0.031	基本額は昭和二十四年分所得税の課税基礎となつた所得額
特別所得税	10,200,000円	42,181,000円	0.031	0.031	基本額は昭和二十四年分調定額
入場飲食税	4,177,700円	7,666,000円	1.56*	0.10044	基本額は昭和二十四年分の所得額
遊興自動車税	25,330,000円	37,000,000円	0		基本額は課税台数、乗率は各種自動車毎に区分
自動車区	5,070,500円	1,171台			基本額は原簿に登録された鑛区的面積又は河床の延長
狩獵者	2,590,500円	1,006人	2,590		基本額は昭和二十四年度において狩獵免許状を下附した者の数
漁業権	81,900円	56,507円	1.4		基本額は昭和二十四年度分調定額
電気ガス	4,632,950円	3,440,333円	0.375		基本額は昭和二十四年度分調定額
鑛産	66,047円	16,707円	0.35		同
木材引取	3,289,269円	9,337,967円	0.35		同
入湯	337,750円	50,714円	0.35		同

合計 二六、二四七、四八三

3、仮決定額の算定方法に対する検討と今後の見透し

本年度仮決定見込額は以上の通りでありまして、本縣財政上この交付金によつて救われる途は極めて少いのであります。即ちこの交付金の算定基礎の基準財政需要額は前表の通り九億七千七百余万元でありまして、昭和二十四年度に比し実に二億円の減となるのであります。

試みに本縣の昭和二十四年度最終予算の財政需要額(一般財源)を次表により説明すれば、一般財源は予算額に比し僅に三三%でありこれが各行政項目に対する充当は教育費が四〇%で首位を占め、その他行政費が二四%でこれに次ぐ状況であつて、一般財源は教育職員並びに一般職員の人件費等の義務的経費にその大部分を費消し、積極的の部面には何等見るべきものはない状態であります。尙若干の投資的経費は政府の定める公共事業の地方負担額の起債不足に対する補填額でありまして、縣自体の自立性は財政面において見るべきものない状態であります。

昭和二十四年度最終予算における財政需要額調 (單位千円)

行政項目	二十四年度最終予算現額		補助金		使用料及分担金		起債		その他差		引上割合	Aの補助金	
	額	補助金	使用料及分担金	起債	特定財源	一般財源	割合	割合	補助金	計			
土木費	一、〇五七、七五五	五五七、四三一	五、一七四	二、〇二八	三、七三、八〇〇	三、七三五	八八、五七	一〇%	四、〇六三	九、五九九		二、三七、〇五六	五九六、六六六
教育費	六、五八五、五五五	六、七七九	四、三三八	二、〇二八	一、〇、四三三	三、九六四〇	四〇%	四〇%	三、三七、〇五六	五九六、六六六		二、三七、〇五六	五九六、六六六

財政需要額の目的別内訳 (單位千円)

社会及労働費 産業経済費 戦災復興費 その他行政費 公債費	二十四年度最終予算現額		補助金		使用料及分担金		起債		その他差		引上割合	Aの補助金	
	額	補助金	使用料及分担金	起債	特定財源	一般財源	割合	割合	補助金	計			
社会及労働費	一、九、〇三	七、九三	八、三六六	二、〇二八	一、九、五二七	六、七、〇四六	七	二、一六、〇九一	八、三、二七			二、一六、〇九一	八、三、二七
産業経済費	五、五、五五四	二、五、一三三	三、一四三	三、〇、〇〇〇	七、五、七九三	一、五、一六八	一七	八、三四〇	一六、一、五八			八、三四〇	一六、一、五八
戦災復興費	五、三、三七七	二、五、五八〇	五、六	一、五、六八	四、四	八、三五	一	一	八、三五			一	八、三五
その他行政費	三、〇、五八八	三、一、四六三	五、六	四、九、〇〇〇	三、八、〇四九	二、九、九七	二四	一、五、七三	三、一、五八〇			一、五、七三	三、一、五八〇
公債費	一、九、四〇九	三、一、四六三	五、六	四、九、〇〇〇	三、八、〇四九	二、九、九七	二四	一、五、七三	三、一、五八〇			一、五、七三	三、一、五八〇
合計	二、八、三、二九〇	九、三、一、四七	八、九、八、六六	二、〇、二、八	四、四、四、三、八	一、六、一、九、九七	一六%	六%	九、八、六、〇三	三三%	一〇〇	三、五、七、一三三	一、一、七、五、七、七四

消費的経費 一、四、五、九三六

投資的経費 一、二、四、〇七二

内公共事業費 一、一、六、五〇三

起債事業費 六、五、五〇三

償還費 一、一〇、一、三六三

合計 二、八、三、二九〇

次に基準財政需要額について中国各縣と比較致しますれば次表の通りであります。本縣は前年度に比し一割六分の減であり、全国都道府縣合計の一割減に対して遙に減額率が大きいのであります。規模の小さい團體が比較的多くの行政費を必要とする傾向がおわかりのことと思ひます。

基準財政需要額に関する調

(單位円)

区 分	基準財政需要額		昭和二四年最終予算一般財源 一般財源額 B 縣民一人当	比 (A-B) C	C/B	備 考
	基準財政需要額 A 縣民一人当	昭和二四年最終予算一般財源 一般財源額 B 縣民一人当				
鳥 取 縣	九七、七三、〇四二	一、六三、四三三	一、七五、七二四、〇〇〇	△一七、九七一、九六九	△〇、一六六	
島 根 縣	一、三五四、六六、八四三	一、五〇〇、五四〇	一、四四九、七六九、〇〇〇	△九五、〇九二、一五六	△〇、〇六五	
岡 山 縣	二、三三三、七九七、七四五	一、四四七、四九四	二、六二二、四二〇、〇〇〇	△三九六、六二四、二五五	△〇、一四九	
廣 島 縣	二、七二六、九七三、二九三	一、三三四、七三三	三、五五三、一三六、〇〇〇	△八二五、一五三、七〇八	△〇、一三〇	
山 口 縣	二、一八〇、三二、二七六	一、四四八、六六六	二、六二八、六三三、〇〇〇	△五〇〇、六四一、八三三	△〇、一八九	
全国都道府縣合計	一〇六、五三三、五八、三七〇	一、三三九、三三三	一、二八七、〇〇〇、五三四、〇〇〇	一、四八八、二〇〇、△二二、二七七、〇〇〇、五三三、〇〇〇	△〇、一〇三	

尙本年度財政計画は上述しました如く誠に憂慮すべき状態でありませう。

これらについては、本縣財政上重大なる問題でありまして大いに究明しなければならぬのであります。

然らば何故にかゝる現象を示したか、本制度を検討すれば

(1) 昭和二十五年年度平衡交付金総額が過少であること本年度交付金総額は地方財政の実態に副はないと共に、こ

れが決して財政需要の生じた法律等による新規経費本年度災害復旧費並びに職員給与改善費等を既定の交付額にて賄うには余りにも過少である。

(2) 各團體に対する配分方法が不適當であること、交付金の配分において各團體の財政需要の把握が不適當であつて弱少團體に不利であるの二点に帰着すると考えられるのであります。

本交付金の算定方式は財政需要から財政収入を差引いた差額という方式であります。これは理論的に簡明にして且つ完全であることは論を俟たない処であります。問題は財政需要額、並びに財政収入額の算定の如何にあるのであります。これらについて具体的に一層究明すれば

1、基本財政需要額について

(イ) 測定單位のとり方

測定單位のとり方については尙充分の検討を要する、港灣費の測定單位は「港灣における船舶の出入とん數」を採つてゐるのであるが港灣費の多寡は入港船舶のとん數に対し反比例する場合もありむしろ波浪の度による影響等が大である等

(ロ) 測定單位の數値の補正方法

(a) 補正係數を求めるに際し、昭和二十四年度の実績により基準を求めてゐるのであるがこれが各團體の過去の不均衡なる財政状態をそのままとることになり本制度の趣旨に反する。

(b) 各行政項目の測定單位には人口を廣範圍にとつてゐるのであるがこれが補正に当り、人口過少なる團體と雖も一定限度の標準行政費は要するのであるから当然人口過少なる團體については大巾に行政費を割高にすべきであるがその度が低く、むしろ大府縣に有利なる部面がある。本縣の基準財政需要額と昭

00635

和二十四年度の財政需要額との対比においても測定單位に人口をとつていゝものが減額の度が大であることよりも明である。

(c) 地形、氣象等、行政の質的要素の補正が不充分である。

(v) 單位費用

各行政項目の單位費用が少い

即ち、各單位費用は客觀的な基礎資料に基き算出すべきであるに拘らず本年度平衡交付金総額より割出された單位費用であるからである。

2、基準収入額

(f) 事業税、遊興飲食税等は昭和二十四年度所得額を基準として算定せられたのであるがこの所得額の算定方法については尙検討を要する。

(g) 鑛区税の算定基準は試掘原簿及び砂鑛原簿等に登録されている試掘鑛区面積及び河床の延長等をとつていゝのであるがこれらに登載されている鑛業権者は異動がはげしく整理が不充分で實際活動してないものが相当数あり現実に即さない。

以上が現行制度に対する主なる欠陥であると考えられるのであります。

抑々平衡交付金制度本來の命題は地方團體に必要な財源の供与と富裕團體と貧弱團體との財政調整にあるのでありますから、かゝる欠陥事項については具体的基礎資料に基き鋭意訴え昭和二十五年本決定までには是正せられるべく努めると共に本制度を契機として地方行政の效率的運用に一層留意致し度いと存するものであります。

00636

四、昭和二十五年収入、支出の状況について

昭和二十五年上半期における一般会計収入、支出の状況について述べますと現在迄の収入済額は九億四千五百余万円で予算額二十一億六千八百余万円に対して四三・五%となりこれを前年同期の三二%に比較しますと相当の増率となつております。これは縣税を除く各科目に亘つて比較的順調に受入れができたためでありまして各種事業の進捗の状況と相対的な結果を示しております。

次に主な科目の収入状況の内容についてみますと、

縣税は現在迄一四%の収入となつておりますが御承知のように昨年九月シヤウプ使節團の報告書に基いて劃期的な地方税法の改正が勧告されておりましたが漸く去る第八国会で決定をみ八月一日から施行となつたのであります。本縣におきましてこれに基いて條例の改正に着手し九月二日に至つて公布施行致しておりますが、このような事情であつたため稅務行政事務が甚だしく遅延し前記の如き収入比率となつていゝものであります。

今後におきましても鋭意縣民負担の合理化及び均衡化に留意し地方自治体の運営に支障のないよう収入は確保できうる見込みであります。

地方財政平衡交付金は前記地方税制の改正と相俟つて從來の地方配付税制度を廢止し地方自治体の自主獨立性を強化するため制定されたもので本縣におきましては現在迄三億八千八百余万円概算交付を受けております。

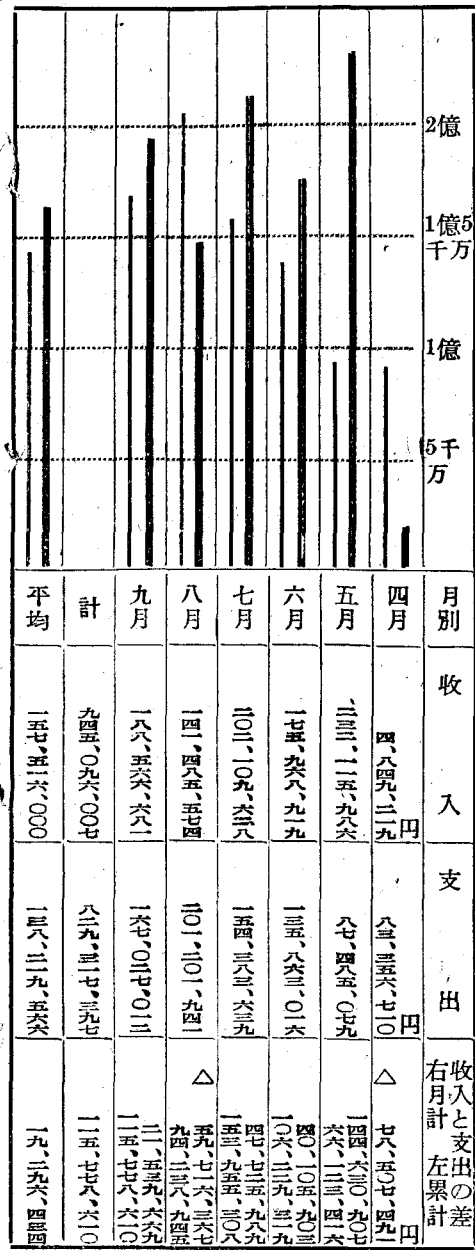
國庫支出金は從來やゝもするとその交付が遅延勝であつてこれがため事業の進捗に屢々滯滞を來していた事態もありましたが本年度は現在迄に予算額九億一千二百余万円に対して四五%の四億八百余万円の収入で前年同期の二七%に比較致しますと余程順調に交付されております。

縣債は起債の承認が未確定の事情にあつて借入れが遅れております。その他の諸収入につきましても収入の確保に努めておりますので収入比率は前年同期に比較するとやや上昇致しております。

以上の如く収入の状況は比較的順調でありますので支出についても予算額二十一億六千八百余万円に対して支出済額は三八%の八億二千九百余万円であつて昨年度の二八%と比較しますと幾分よくなつております。

支出に当つてはすべて収入状況と睨み合せて財源に不足を生ずることのないよう絶えず留意致しております。

昭和二十五年年度一般会計上半期収入支出の状況



昭和二十五年年度一般会計収入の状況

(二五、九、三〇現在)

科 目	予 算 額 (円)	収 入 済 額 (円)	収 入 未 済 額 (円)	予 算 額 対 収 入 済 額 の 比 率 (%)	備 考
縣 税	二二六、二四〇、〇〇〇	三三、〇八〇、〇七	一八三、一五九、九二	一四	
地方財政平衡交付金	五九、四九九、四三〇	三、八、五三五、〇〇〇	二、〇、九四四、四三〇	七六	
公企業及び財産収入	六、三二、七〇〇	四、三、六六、九九六	一、九、四四、七〇四	六九	
分担及び負担金	六、九〇〇、〇〇〇	一、三、一七、四四三	五、五八二、五五七	一九	
使用料及び手数料	九〇、〇〇〇、四四三	三、四、五三三、六三三	五、五、五〇〇、七七〇	三六	
国庫支出金	九三、三三三、六三九	四、八、八七四、二六七	五〇、三、四八、七三三	四三	
寄附金	三九、七四四、二六六	二、三、三〇、三九九	三、七、四三、七六七	八	
繰入金	四、〇〇〇、〇〇〇	〇	四、〇〇〇、〇〇〇	〇	
繰越金	五、七五六、三三三	三、一、二五、六五八	△ 四、七、五〇六、六七五	九三	
雑収入	六、〇〇五、五三三	二、〇、九八四、五三三	四、七、〇八〇、四〇〇	三三	
縣 債	二、七八、二九〇、〇〇〇	〇	二、七八、二九〇、〇〇〇	〇	
計	二、二六、三三三、三三三	九、四、〇九六、〇〇七	一、三、三、一四三、三二六	四三、五	

支出の状況

(二五、九、三〇現在)

科目	予算額	支出済額	支出未済額	予算額に対する支出済額の比率	備考
議會費	一六九四、一〇五	九、五四、七九九	七、三四九、三〇六	五六%	
縣庁費	三六〇、六八、一三三	一一、七九四、〇六二	一、三八、八四、〇七一	四八	
警察消防費	三、九三二、〇〇三	一、八九九、七三三	一、七三一、三三〇	五三	
土木費	五〇三、二八、二六四	一七四、五五四、〇三四	三三八、六六四、二四〇	三五	
教育費	六四〇、二八三、七六七	二八八、五八五、五三四	三五一、六九八、一五三	四五	
社会及び労働施設費	一三三、一九〇、一三四	四三、二九七、六六〇	八〇、八九三、四七四	三四	
保健衛生費	五〇、二六、四八〇	一八、四八、一六五	三二、七四八、三二五	三七	
産業經濟費	四四、二六九、三六〇	二八、〇〇四、六四〇	二九六、二六四、七二〇	二八	
財産費	三、一五、〇〇〇	二、一九九、八九一	九五〇、一〇九	七〇	
統計調査費	三三、一九二、〇六六	一、一八〇、四三四	三二、〇一一、六三三	六	
選挙費	一一、三六、三九一	九、四七六、四四〇	一、六四九、八五二	八五	
公債費	七六、一〇三、六八九	二六、二四〇、八〇〇	四九、九六一、二八九	三五	
諸支出金	四四、〇三九、六六〇	一五、一四七、七三五	二八、八九一、八九五	三五	

昭和二十五年年度特別会計収入の状況

(二五、九、三〇現在)

会計	予算額	収入済額	収入未済額	予算額に対する収入済額の比率	備考
災害救助基金	一、七四、三六四	二七九、二七六	一、〇九五、〇三八	三〇%	
就学奨励資金	五五、四〇〇	九、二八〇	四六一、一二〇	一七	
学校生徒奨励資金	二〇、〇〇〇	三、五四六	一、四六九、七〇三	一八	
縣立実業学校実習費	一、八九七、五三三	四七、八九〇	一、四六九、七〇三	三三	
印刷事業費	六、〇九三、九八九	二、五四七、七九二	三、五四七、一六七	四三	
減債基金	四、〇〇七、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇七、〇〇〇	〇九	
自作農創設維持奨励資金	四、一九五	五、一三五	九、三三〇	一三	
畜牛増殖奨励事業費	一、〇九八、五七一	三、五六、五七七	七四、一九三	三三	
無畜農家解消事業費	二、三六九、〇〇〇	一四八、一六九	二、二二〇、八三一	七	
縣立中央病院事業費	三九、六九、七三三	九、三三〇、九六六	三〇、二八九、六六五	三二	
競馬事業費	二、三三二、〇〇〇	九三、六六一	一、四六八、五〇九	三八	

支 出 の 状 況		(二五、九、三〇現在)	
計	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額
災害救助基金	一、三三三、三三六	一、三三、四一八	一、二〇〇、九一八
就学奨励資金	五、四〇〇	〇	五、四〇〇
学校生徒奨励資金	一〇、〇〇〇	七、二二〇	二、七八〇
縣立実業学校実習費	一、八七五、三三三	四、〇〇、八六七	一、八七四、四六六
印刷事業費	六、〇三三、九三九	一、三三、二一〇	四、七〇一、七二九
減債基金	四、〇七〇、〇〇〇	〇	四、〇七〇、〇〇〇
自作農創設維持奨励資金	四、九六五	八三	四、八八二
畜牛増殖奨励事業費	一、〇九六、五〇一	四九、四七六	一、〇四七、〇二五
無畜農家解消事業費	一、三三三、〇〇〇	一三三、三三三	二、〇〇〇、六六七
縣立中央病院事業費	二、六六六、七三三	八、五五九、六三三	三、〇二六、三六六
競馬事業費	二、三三三、三三三	一、三三三、三三三	一、〇〇〇、〇〇〇
計	六九、九六六、六六六	二二、三三三、三三三	四七、六三三、三三三
			予算額に対する支出済額の比率
			二九%
			備考

五、昭和二十四年度決算について

昭和二十四年度決算については前回公表の際その見込額を詳細に説明致しましたが、実際の決算額の結果は多少の増減はありましても内容については大体において前回と同様であります。

一般会計の決算額は予算額二十八億一千六百余万円に対して歳入は七七%の二十一億六千九百余万円、歳出は七五%の二十一億一千六百余万円、差引五千三百余万円の繰越額を生じております。

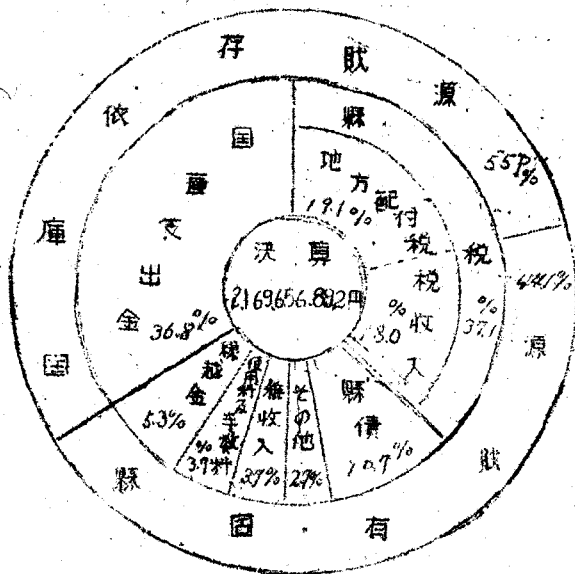
これを最近五ヶ年度の各決算額と比較してみますと

金 額	歳入別	増加指数	年度別
五、九三二、六一一	歳出	一〇〇	二十年度
一八七、一四四、九五四	歳入	三三四	二十一年度
六〇三、八〇〇、一〇二	歳入	九一六	二十二年同
五七三、九六四、五九三	歳入	一〇三九	二十三年同
一、五七六、六七六、六四三	歳入	三三九五	二十四同
一、四六三、三九三、五九九	歳入	三六五三	
二、二六九、六六六、八九三	歳入	三三九一	
二、二一六、五四一、三三四	歳入	三六三七	

で昭和二十年度の指数を一〇〇とすると昭和二十四年度では指数歳入八三二、九一歳出三八三七で実に歳入三十二倍歳出三十八倍以上も増加したこととなりますが、この間の財政事情につきましましては従来五回に亘る公表によつて概略御了解願つてゐることと思ひます。

次に各科目の執行状況についてその内容を御説明致しますと

1、歳入



この表でおわかりのように本縣の財政は国に依存している度合が非常に大きく総決算額に対して国庫支出金(国から交付を受ける負担金、補助金など)三六・八%配付税一九・一%合計五五・九%で半分以上国から交付を受けていることな事業を行つてゐるわけでありませぬ。

しかしこの国庫支出金も収入状況はその予算額に対して六七%で収入比率は必ずしもよいとは申されませぬかこれは国の財政その他の事情によつてゐる事業の一部繰延、縮少打切りされたため減額となつたのと、小学校、中学校その他職員の定員が減つたため減額となつたもの等で眞に止むを得ないものばかりであります。縣税は他の収入に比べて皆さんが最も関心をもつておられると思ひますが、その収入状況は予算額に対して一〇〇%の納税となつてゐるのでありますこれは縣民各位の深い御理解によるもので本縣財政のため誠に喜びに堪えませぬ。

しかし年度中に賦課してゐる額は獨立税と目的税を合せて四億三千百余万元でその収入額は三億八千九百余万元差引四千二百余万元は収入未済額として昭和二十五年に繰越となっておりますので更に一層の御協力をお願いする次第であります。

縣債は主として土木事業の一部繰越に伴つて二億二千百余万元の借入れ不用額を生じましたので決算額は二億三千三百万円となつております。

その他の諸収入につきましても別表の如く若干の増減はありましたが大体において前回公表に説明しましたと同様の事情であります。

以上述べました収入がどのように使用されたかその歳出決算について御説明致します。

00645

2、歳出

この表でおわかりのように皆さんに特に関係のある教育費、土木費、産業経済費、社会及び労働施設費、保健衛生費などが総体の七六・八%を占めておりますがこれは日本再建のため将来の中堅層となるべき青少年の育成について縣の重点施策の一つとして鋭意努力してまいつた結果教育費の支出が増大しているのと、縣民の利便を増進し産業の振興をはかるため終戦後荒廢の一途を辿つていた本縣の道路、橋梁、河川、港湾の維持、改修亦毎年の風水害

00646

によつて莫大な損害をこうむつてゐる災害復旧費が蓄積して多額の土木費を必要としました。

産業経済費は産業経済の各部門に亘つて開発振興を具体化する経費であります。

この産業開発振興のためどのような事業が行はれてきたかについてその内容を大略御説明致します。

本縣は御承知のように食糧供給縣でありましてその果す役割は軽視できないところであります。農業縣として更に農業生産を増大するため農地改革の完遂、農事電化施設の普及奨励、畜産業の指導奨励、縣下の荒地、牧野、林野の開拓及び耕地整理事業等を強力に推進してまいりました。

水産業、蚕業等につきましても鋭意改善に改善を加えて指導奨励の面を充実強化しておりますのでその成果を期待しております。

森林は戦時中と終戦後を通じて荒廢著しく森林資源は非常に減少してゐるのであります。緑化運動を廣く縣民に呼びかけると共に奥地林道の開発、災害防止林の造成、森林害虫の驅除等森林復興に万全の方策を盡しております。商工業につきましても最近重要木工縣として指定され爾來中小企業界の経営合理化の促進を図るため累次に亘つて工場及び主要商店等の企業診断を行い生産原價の軽減と技術の向上に意を注いでまいりました。

觀光事業、貿易事業等につきましても縣内生産業者に対する指導奨励を行うと共に全国の各博覽会には多数の物産品の出品を勧奨し本縣物産の宣傳並びに縣内名勝地の紹介等を強力に推進してまいりました。

以上主なる経費の使用状況について概略御説明致しましたがその他の諸経費につきましても財源の状況と睨み合せて事業を行つておりますので別表の如く若干の不用額を生じましたが全般に亘つて順調に事業を遂行致しております。

最後に特別会計は予算額一億六百余万円に対して歳入は一億百余万円歳出は九千九百余万円で差引二百余万円の翌

00647

年度繰越額を生じております。

昭和二十四年度一般会計歳入決算

科目	予算額	決算額	予算額に比較して		予算額に 対する 決算額 の比率	備考
			増	減		
縣 税	八〇三、三〇四、八九三 円	八〇四、九二二、八三六 円	一、六一七、九四四 円	〇	一〇〇%	
獨立 税	三六二、八八八、五七六	三六四、〇五九、九七一	一、一七一、三九五	〇	一〇〇%	
目的 税	五、三三八、三二六	五、七八九、八六五	四七二、四九九	〇	一〇八%	
地方配付税	四二五、〇九八、〇〇〇	四二五、一四三、〇〇〇	四五、〇〇〇	〇	一〇〇%	
公企業及び財産收入	一七、六三九、二七八	一六、〇三三、一五六	一、六〇六、一七二	〇	九一%	
分担金及び負担金	二、〇二七、八三〇	二、四〇三、〇二四	三七五、一九四	〇	一二八%	
使用料及び手数料	八八、四六七、八三五	八〇、四九三、二九八	七、九七四、五三七	〇	九一%	
国庫支出金	一、二八九、一三六、八二九	七九、六六九、二三三	三七九、四六九、五九六	〇	六七%	
寄附金	三九、七〇七、三八五	三四、四三一、四六四	五、二八五、九二一	〇	八六%	
繰入金	五五、一四〇	五五、一四〇	〇	〇	一〇〇%	
繰越金	一六六、七五、一五三	一六六、七六六、八八三	一、七一	〇	一〇〇%	
雑収入	一〇四、八二八、三三三	八、八九三、八五六	三三、九三三、四九五	〇	七六%	

00648

歳出決算

科目	予算額	決算額	不用額	予算額に 対する 決算額 の比率		備考
				増	減	
縣 債	四四四、三六八、〇〇〇	三三三、〇〇〇、〇〇〇	〇	三三一、三六八、〇〇〇	七五%	
歳入合計	二、一六六、三〇三、六五四	二、一六六、六六八、八九三	〇	六四六、三五五、七六三	七七%	
議 会 費	二〇、五二七、〇六一 円	二〇、四七三、七五六 円	四九、八四三		九九%	
縣 庁 費	二二五、四三三、〇三三	二二六、五五六、四八八	一、一二三、四五五	六、八六八、六七七	七七%	
警 察 費	五、四三三、九六三	五、三三三、五九九	一〇〇、四六三		九六%	
土 木 費	一、〇二〇、三三三、三三七	四四八、〇三三、〇〇一	五七二、三〇〇、三三六		四四%	
教 育 費	六四三、八三三、四八〇	六三三、二四四、六七六	一〇、五八八、八〇四		九六%	
社会及び労働施設費	一〇三、一三三、一三六	九二、九四三、〇六八	一一、一九〇、〇六八		九七%	
保 健 費	四四、八三七、五三四	四四、七〇六、一〇一	一七一、四三三		九九%	
産 業 費	四七、一四〇、七六三	四三、五九二、三三三	三、五四八、四三〇		九二%	
財 産 費	四、三三三、〇〇〇	四、二九三、三九九	三九、六〇一		九九%	
統 計 費	一八、〇八一、六九九	一八、八八五、二六六	八七三、五六七		八九%	

選 挙 費	五,〇〇〇,三〇七	四,四五〇,四六三	五三,一七五	九
公 債 費	一〇,〇四一,七三四	九,七四四,〇三三	二八,八六六,八一	七
諸 支 出 金	一三,〇五六,一四五	一〇,五七,三六六	一三,五八,七五九	〇
予 備 費	一〇〇,〇〇〇	〇	一〇〇,〇〇〇	〇
歳 出 合 計	二,八六二,三二,六五四	二,二二六,五四一,三三四	六九,六六一,四一〇	七

昭和二十四年度特別会計歳入決算

会 計	予 算 額	決 算 額	予 算 額 に 比 較 して		予 算 額 対 予 算 額 の 比 率	備 考
			増	減		
災害救助基金	一,七三三,三六七	一,七三三,五〇三	九,一二五	〇	一〇〇%	
就学奨励資金	二九九,二九三	三〇四,七〇一	五,四〇九	〇	一〇一%	
学校生徒奨励資金	一九,四六七	二一,四八〇	二,〇一三	〇	一〇一%	
縣立実業学校実習費	二,〇〇七,三三三	一,二〇九,五九五	〇	七九七,七七七	六〇	
印刷事業費	六,〇七四,三五五	五,七五〇,〇七六	〇	三二四,二七九	九四	
自作農創設維持奨励資金	六九,四四八	六九,四四八	〇	〇	一〇〇	
畜牛増殖奨励事業費	一,六一八,〇〇〇	一,〇四四,三七七	〇	五七三,四七四	六四	

無畜農家解消事業費	二,一三三,七五〇	一,七九九,六〇〇	〇	三三三,〇八〇	八三
縣立中央病院事業費	二四,三三三,一一三	三三,〇九九,六八八	〇	二,二五,四九五	九二
競馬事業費	二,六六八,三三三	二,六六八,二二三	一	〇	一〇〇
減債基金	六五,二四,三五八	六五,二四,三五八	〇	〇	一〇〇
歳入合計	一〇六,二一六,七五五	一〇一,七九九,一〇〇	〇	四,三三七,五三五	九六

歳 出 決 算

会 計	予 算 額	決 算 額	不 用 額	予 算 額 対 決 算 額 の 比 率		備 考
				増	減	
災害救助基金	一,一七三,三六七	一,七五五,三三三	〇	一八〇,四五四	九九%	
就学奨励資金	二九九,二九三	二九九,三三三	〇	七	九九%	
学校生徒奨励資金	一九,四六七	〇	一九,四六七	〇	〇	
縣立実業学校実習費	二,〇〇七,三三三	一,一五七,五九九	八四九,八三三	二,〇〇,四四四	五六	
印刷事業費	六,〇七四,三五五	四,四四〇,二二二	一,六三四,一三三	〇	六六	
自作農創設維持奨励資金	六九,四四八	六九,四四八	〇	〇	一〇〇	
畜牛増殖奨励事業費	一,六一八,〇〇〇	九三三,〇五五	〇	六八五,九四六	五九	

無畜農家解消事業費	二,一三二,七五〇	一,七五八,〇六六	三七四,九四四	八三
縣立中央病院事業費	二四三,一,一三三	三,六九九,九四九	二,六八一,二七四	八九
競馬事業費	二,六八八,二二三	二,七〇四,五三三	一三,六九〇	九九
減債基金	六五,一四,三五六	六五,一四,三五六	〇	一〇〇
歳出合計	一〇六,一六七,三五五	九,三九九,七七七	六,七六六,九四八	九四

六、縣債、一時借入金及び財産の状況について

一 縣債について

縣債の現在額は次の通りであります。

縣債現在額調

(二五、九、三〇現在)

費 途	現 在 額	自二五、四月間増減額		現 在 額	備 考
		借 入 額	償 還 額		
教 育 費	七,八七、四三三	〇	三六、七〇〇	七,八〇六、七三三	
社会及勞働施設費	九〇三、三〇〇	〇	六、四〇〇	八九六、九〇〇	
保 健 衛 生 費	三〇,三三六、一五六	〇	一、二九、三四九	一九,三六八、〇七	
普 通 土 木 費	一四,三〇〇、一六二	一〇,〇〇〇、〇〇〇	六四八、二二八	一五,三六二、一四三	
農 業 土 木 費	三三,九六五、九三三	〇	二,七七一、三三	三三,三六八、七九二	
産 業 經 済 費	六,三三三、九六六	〇	一三〇、三三	六,二〇三、六三三	
災 害 復 旧 費	一九三、七四九、六四四	一六,〇〇〇、〇〇〇	六四八、七五八	三〇八、〇〇一、三三八	
警 察 費	五,三九四、四二	〇	一	五,三九四、四二	
そ の 他	三五,〇五一、八一八	〇	四四、七三三	三五,〇〇六、〇五五	

00653

合計

四三、九〇〇、一六二

二六、〇〇〇、〇〇〇

五三、一四二

五〇四、五八、七五〇

次に本年度の起債は健全財政を堅持する方針により極度に抑制せられまして当初計画の五七％程度に縮減せられる予定であります。又本縣財政上より見ましても多額の縣債を持ちますことは將來これが償還のため相當縣財政を圧迫することになりますので健全財政の見地から努めて起債は抑制することとしこの起債の不足額に對しましては地方財政平衡交付金の確定をまつて緊急にして産業振興上に必要な災害復旧事業及び公共事業はなるべく実施するべく考究中であります。

なおこの本年度縣債は目下政府に承認申請中であり又預金部資金の融資が確定致しませんので未だ借入しておらな
るのであります。

昭和二十五年縣債予定額調

(單位千円)

区分	本年度実行予定額	起債承認(内定)額	当初計画に對する承認割合	差引承認不足額	備考
一、非公共事業費	五八、〇〇〇	五八、〇〇〇	100%	—	
二、公共事業費	三三六、五五九	一一、〇〇〇	四	三二五、五五九	
災害復旧費	二七、七六六	一一、〇〇〇	四〇	一六、七六六	
一般事業費	二〇八、七九三	〇	四	二〇八、七九三	
合計	二九四、五五九	一六九、〇〇〇	五七	一二五、五五九	

00654

(一) 一時借入金

本年度の純一時借入金は地方税法の成立が相当遅れたため縣稅の徴收は困難となりましたので政府においてはこれが暫定措置として預金部短期資金を以て融資することとなり本縣におきましては左記の通り一時借入を致しましたが、その後地方財政平衡交付金及び国庫補助金等の交付により或る程度賄ひ得る見透もつきましたので借入利子も勘案の上繰上償還等も致し所要経費の節減を図つたのであります。

昭和二十五年 自四月 至九月 一時借入金借入状況調

借入金額	借入先	借入期日	償還期日	利率	備考
二〇、〇〇〇、〇〇〇 円	預金部	二五、五、三〇	二五、七、一八	日歩二錢二厘	償還期限 八、二九の処繰上償還
三〇、〇〇〇、〇〇〇	同	同 六、二六	同 九、八	同 二錢	同九、二五同
一〇、〇〇〇、〇〇〇	同	同 七、一〇	同 一〇、九	同 二錢	
合計 六〇、〇〇〇、〇〇〇					

(二) 財産について

本年九月末現在における縣有財産は左記の通りである。

00655

土	六二一、九八三、二六	二二九、二九二、一八七
建	四四、五三〇、八九	二八二、七二八、〇〇〇
立	六〇七、九三〇石	三六、九三一、〇〇〇
船	二四隻	五、六〇〇、〇〇〇
自	五四台	一四、六一〇、〇〇〇
レ	二〇台	一、一三〇、〇〇〇
ント	六式	四九、三三八、一一三
ゲン		
等		
特別		
資金		
等		
計		六二九、六二九、三〇〇

00656

七、む す び

以上本年度上半期における縣財政の概況を御説明申し上げましたが、常にいうことながら、縣財政の自主性がなく窮乏の一語につきるのであります。

これは要するに、本縣が大きく期待しておりました今回の稅財政制度の改正により弱少縣が救はれる途が極めて少いことに起因するのであります。これが打開するため、縣民皆様の御協力のもとに鋭思、政府その他關係方面に訴えまして、縣民の福祉厚生に万全を期するよう懸命の努力を致しておりますので格段の御協力を切に御願います。

次第であります。